

Ｌアラート 情報種別の追加及び改廃に関する細則

(情報種別の追加及び改廃の実施)

第 1 条 本サービスにおいて、総務省は必要に応じて取り扱う情報種別を追加又は改廃することができる。

2 全てのサービス利用者は、自らの知見に基づき、情報種別に追加又は改廃すべき事項があると認めた場合は、総務省に対して提案することができる。

(サービス利用者による提案)

第 2 条 サービス利用者は、総務省の定める提案書類を同省に提出することにより情報種別の追加及び改廃を提案することができる。

2 情報種別の追加及び改廃の提案は、代表となる提案者と複数の共同提案者による共同提案であることを必須とし、かつ、提案者には少なくとも一の情報伝達者と少なくとも一の情報発信者が含まなければならない。

3 提案者は、総務省から提案内容に関する説明の要請があれば、これに応じ、必要であれば資料等を提示しなければならない。

4 提案者は、提案するに当たってその妥当性を十分に調査し、検討する義務を負う。

(情報種別の追加提案に関わる条件)

第 3 条 情報種別の追加提案は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 情報の発生及び利用において地域的限定性がなく、日本国内において相応の汎用性及び共通性を有すること

(2) 情報の発生及び利用において期間的限定性がなく、将来にわたっても当該情報の流通の有用性が認められること

(3) 既存のＬアラートの情報種別のいずれとも重複し、又は類似しないこと

(4) サービス利用者による提案である場合は、提案者である情報発信者と情報伝達者の間で、地域住民への情報伝達の実施に関わる合意ができていること

(情報種別の改訂提案に関わる条件)

第 4 条 情報種別の改訂提案は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 情報種別を改訂する十分に合理的な理由及び必要性を有すること。

(2) 情報種別の改訂が地域住民の不利益とならないこと。

(3) 情報種別の改訂が一部のサービス利用者等のみに益するものではなく多くのサービス利用者等の益となること、また、いずれのサービス利用者等の不利益にもならないこと。

いこと。

- (4) サービス利用者による提案である場合は、提案者である情報発信者と情報伝達者の間で情報種別の改訂に関わる合意ができていること。

(情報種別の廃止提案に関わる条件)

第5条 情報種別の廃止提案は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 情報種別を廃止する十分に合理的な理由及び必要性を有すること。
- (2) 情報種別の廃止が地域住民の不利益とならないこと。
- (3) 情報種別の廃止がいずれのサービス利用者等の不利益にもならないこと。
- (4) サービス利用者による提案である場合は、提案者である情報発信者と情報伝達者の間で情報種別の廃止に関わる合意ができていること。

(有識者への意見照会)

第6条 総務省は、サービス利用者からの提案を受けた場合、提案書類に不備のないことを確認の上、これを受理する。

- 2 総務省は受理した提案を取りまとめ、類似する提案が複数件ある等の場合は、関連する提案者に確認の上、一件に集約するなどの調整を行う。
- 3 総務省は、サービス利用者等のほか防災又は減災に関する有識者（以下「有識者」という。）に対し、取りまとめた提案の妥当性について必要に応じ意見を求めることができる。
- 4 総務省が自らの発意により情報種別の追加又は改廃を行おうとする場合も、必要に応じ有識者に意見を求めることができる。

(情報種別の追加及び改廃の実施決定)

第7条 総務省は、運用方法等Lアラートの運営に関わる諸条件に加え、有識者に意見を求めた場合は当該意見の内容を総合的に判断し、情報種別の追加及び改廃の実施を決定する。

- 2 総務省は前項で決定した内容を有識者の意見の内容（同省がサービス利用者等に周知すべきと判断したものに限る。）と合わせて、速やかにサービス利用者等に周知するものとする。

(標準フォーマットの作成)

第8条 追加又は改訂が決定された情報種別の標準フォーマット（以下「フォーマット」という。）の作成は、地域的汎用性、既存の情報種別のフォーマットとの整合性、各出力フォーマットへの適合性等に十分留意して実施するものとする。

- 2 フォーマット作成ではフォーマットの汎用性を担保するために、仕様策定の過程で全てのサービス利用者等に公開し、評価や意見を募る機会を少なくとも一度設けるものと

する。

- 3 前項の公開によって得られた評価、意見は仕様策定の工程に適切に反映させるものとする。

(フォーマット作成プロジェクト)

第9条 フォーマットの作成はプロジェクトとして実施する。

- 2 プロジェクトは総務省が設置し、その設置期間は作業開始から完了までとする。
- 3 プロジェクトの構成員は、提案者たるサービス利用者がある場合はこれを中心としつつ、サービス利用者から公募、指名等の方法にて選定する。
- 4 構成員の定数は数名程度とし、プロジェクトの規模に応じて決定するものとする。
- 5 プロジェクトが担当する範囲は一案件を原則とする。ただし、相応の理由により妥当と判断される場合は複数の案件を担当することも認める。
- 6 プロジェクトでは構成員の互選によりプロジェクト及び作業実施を統括し、次の各号に掲げる事項を任務とするリーダーを選出する。
 - (1) 作業進行の管理・監督
 - (2) 作業進行に関わる意思決定
 - (3) 総務省への作業状況の定期的な報告
- 7 プロジェクトのリーダーは、サブリーダー（リーダーの業務を補佐し、リーダーの職務遂行が困難な場合にはそれを代行する者をいう。以下同じ。）を指名する。
- 8 プロジェクトのリーダー、サブリーダー及び構成員の任期はプロジェクトの設置から解散までとする。ただし、特段の事情がある場合は途中解任も認められるものとし、欠員は選定と同様の手続により補充する。

(フォーマットの試行運用)

第10条 フォーマットは実運用の前に一定の試行運用期間を設け、実用可否を最終的に判断するものとし、この判断はプロジェクトのリーダーにより行うものとする。

- 2 試行運用は主に総務省（提案者がある場合は、当該提案者）により実施するものとし、その他希望するサービス利用者等の参加も認める。
- 3 試行は試験環境での実施とする。
- 4 試行運用を経て実用可能と判断された場合、総務省の決定により当該フォーマットを正式リリースする。この場合において、正式リリースの時期は総務省が決定し、サービス利用者等に周知する。

(情報種別の廃止要領)

第11条 廃止が決定された情報種別は、一定の猶予期間の後に使用停止とする。この場合において、猶予期間及び使用停止日は総務省が決定する。

- 2 総務省は猶予期間及び使用停止日が決定次第、サービス利用者等に速やかに周知するものとする。

附 則

この細則は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。